

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（中間報告）

納税証明書等の請求・交付システム 議事要旨

1. 日 時 令和8年1月15日（木）13:00～13:58

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

市川 康雄 総務省自治税務局電子化推進室長

大塚 祥央 デジタル庁 国民向けサービスグループ参事官（マイナポータル班）

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

手嶋 圭吾 福岡県水巻町企画課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

鈴木 優一 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

村上 仰志 総務省自治行政局行政経営支援室長 併任 地域DX推進室長

（松葉 勇志 総務省自治行政局行政経営支援室 併任 地域DX推進室課長補佐）

4. 議事概要

<総務省から別添資料に基づき説明。>

（検討の進め方）

- ・ 共通化を進めるにあたっては、費用、機能、スケジュールの観点が重要。いずれも相互に影響を与えるものであるため、バランスを意識して進める必要がある。引き続きバランスを意識した検討をお願いしたい。
- ・ 税務標準準拠システムの納税証明書発行機能、マイナポータルでの個人課税情報閲覧、情報提供ネットワークシステムとの連携、コンビニ交付など既存機能との重複投資を避け、請求～交付～決済までオンラインで完結する効果的で経済的なシステムにしていただきたい。
- ・ 個人からの申請ではマイナンバーカードの電子証明書が利用できる一方、法人の場合は、デジタル庁が整備する共通機能の一つである G ビズ ID を利用することが想定される。費用節減の観点からも、これらの仕組みの活用を念頭に置いていただきたい。
- ・ 共通化を進めるにあたっては、金融機関をはじめ、交付された納税証明書等の提出を求める関係機関の業務はどのように行われているのか、業務見直しの余地があるのかを把握する必要がある。そして、共通化の効果を高めるため、関係機関の行動変容を促す必要がある。必要に応じて国税庁やデジタル庁など他の機関と連携して働きかけることも重要である。引き続きの取組みをお願いしたい。

- ・ 証明書を利用する公的機関・民間事業者が紙受付を続いていると電子交付が普及しない。電子交付を積極採用する制度設計が必要である。

(令和7年地方税の電子化の推進に関する検討会及び実務者WGでの議論)

- ・ 共通化の対象となる証明書は、地方団体のニーズが高い所得証明書、納税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書の3つと説明があったが、他にも様々な証明書がある。費用、機能、スケジュールを踏まえ、ニーズの高いものを優先して取り組むという理解でよいか。
 - ご理解の通りである。条例等に基づく地方団体独自の税証明書も存在するが、まずは、法律に基づいて発行される証明書、ニーズの高い証明書から取り組む考え方である。
- ・ 改ざん防止措置について、初期の検討では電子署名も案としてあったと思うが、今回の説明では「2次元コードを証明書に付すことを基本に検討」とある。これは、国税庁の方々に倣ったもので、電子署名はシステム負荷や運用コストも高いため、2次元コード（QRコード）の方が現実的との判断があったものと理解している。理解に間違はないか。
 - ご理解の通りである。電子交付された証明書を紙で印刷して提出する場合であっても、その真正性を確認できる点で2次元コードの活用は有効である。国税庁の対応も参考としているが、利用者が国税と地方税双方の証明書について、提出を求められる可能性があることから、方式を統一することは利用者の利便性向上につながると考えている。
- ・ 資料4ページ④及び5ページ②では、代理請求・代理受領の対象が特に限定されていないように見受けられる。一方、6ページ上段では固定資産課税台帳記載事項証明書に限定されているようにも読み取れる。この点について、固定資産税の相続関連などの特殊なケースを例示して強調しているだけであり、他の証明書においても代理請求・代理受領を想定しているという理解でよいか。
 - ご理解の通りである。一般的に活用されている電子委任状の仕組みを用いれば対処できる部分もあるが、固定資産税は相続人が委任状を取得できない（被相続人が死亡している）ケースが多く、特に課題が大きいため強調して説明したものである。
- ・ 共通化の検討にあたっての論点は資料4・5ページに記載のとおりであると認識している。自治体の声として、代理請求・代理受領については、「入管手続きにおける外国人の個人に関する納税証明で法人の代理が多い」、「現行の委任状を電子申請時のどうするか」など現場では様々な課題がある。今後も現場の運用状況を踏まえてご検討いただきたい。
- ・ 自治体ごとに証明書交付事務の証明事項や取り扱いが異なるため、代理請求・代理受領への対応や課税情報等の個人情報に対するセキュリティ対策の検討など、様々な意見が寄せられている。コスト面も考慮しつつ、現場の声を十分聞いてほしい。
- ・ 行政機関間の情報連携については、マイナポータルにおける自己情報取得APIの活用に加え、マイナンバー法に基づく情報連携の枠組みも想定される。行政機関同士であれば情報連携は可能である一方、公的団体に限られるため、金融機関などには適用できない。どのように方が適切かについては、今後の検討において考慮いただきたい。
- ・ 手数料水準の統一の議論について伺いたい。統一する場合はシステムコストが固まらないと単価が出せないとの説明があったが、その趣旨について伺いたい。

- 手数料は地方自治法に基づき地方団体が定めるものであり、事務に要する経費と、サービスの受益者の利益を勘案して設定されるべきとされている。事務に要する経費を勘案して定められるべきとされていることから、これを無視し、安易に統一額を設定するよう国が求めることは困難である。統一する場合、地方団体は条例議案として議会に説明する必要があるが、共通システムにおける1件あたりの処理コストが大まかにでも明らかでなければ、説明が難しい。システム構成が固まらない段階では手数料水準を統一するか否かの議論に入れないという趣旨である。
- ・ 手数料について、一宮市では紙交付300円、コンビニ交付100円としている。共通化により現行の紙交付よりコストが下がるなら、統一手数料の水準も下がるため、ご説明のあった統一手数料の導入にそこまで問題はないのではないかと思う。
- 共通化による事務負担軽減を目的とする以上、現行の水準と比較した適切な設定を行うことは当然と考えられるが、一方で、全国の地方団体を見れば、統一すると値上がりする団体が出る可能性はあると思っている。慎重に検討したい。
- スケジュールについては、システム構成やeLTAXの改修規模が固まらなければ具体化できない。現在、「納税証明書等の請求・交付の共通化」とは別案件の「納税通知書の電子的送付」について、令和9年4月に法人分を、令和10年4月に個人分を運用開始すべく、注力している状況である。納税証明書等の請求・交付については、今後の検討過程で変更の可能性はあるが、令和8、9年度にかけて、電子化検討会での課題の深掘り等の検討を行い、税調プロセスでの議論を重ね、令和10年度から、関係機関との調整、仕様の決定、標準仕様書の改定、地方団体における対応などシステム改修への反映に係る取組みを展開していくことを想定している。サービスインの時期は、本日説明した論点が深まった段階で示すべきと考えている。
- ・ 納税証明書の電子的送付に係るシステム改修に続き、納税証明書等のデジタル化に係るシステム改修を行うといった、複数回に渡るシステム改修の可能性もあるため、コストへの懸念もある。バランスを見ながら進めつつ、全体としてスピード感を持って取り組んでいただきたい。
- ・ ベンダリソースの不足や自治体の体制整備もあるため、十分な準備期間を設け、情報提供、マニュアル整備、インシデント対応など自治体支援をお願いしたい。
- ・ 本団体では、未納分を納付した際に、その情報が即時に共通システムへ反映され、速やかに納税証明書を交付できるような仕組みを検討してほしいとの意見が寄せられている。
- 納税直後に証明が必要なケースも多く、重要な視点である。ただ、即時証明のためには納税情報をどこかに集約する必要があるが、税情報は極めて機密であり、国全体としてどこまで集約を許容するかという検討が必要である。全国分をeLTAXに集めることは現時点で想定しておらず、慎重な対応が求められる。

以上